

卸売市場法関係事務処理要領

(平成27年8月策定)

卸売市場法関係事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、事務処理の効率化に資することを目的として、卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下「法」という。）、千葉県卸売市場条例（昭和46年千葉県条例第69号。以下「条例」という。）及び千葉県卸売市場条例施行規則（昭和46年千葉県規則第104号。以下「規則」という。）の規定に基づく申請、届出等の事務の具体的処理について定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領における用語の意義は、それぞれ法及び条例に定めるところによる。

(許可事項等)

第3条 地方卸売市場、小規模卸売市場における許可等の事項、申請書等の様式、添付書類等については別表のとおりとする。

(書類の経由)

第4条 条例及び規則の規定により、知事に提出しなければならない申請書等の書類は、当該卸売市場の所在地を所管区域とする農業事務所長を経由するものとする。なお、主として水産物の卸売を行う卸売市場にあつては、その所在地を所管区域とする水産事務所長を経由する。

(申請書等の部数)

第5条 申請書等の部数は、公設地方卸売市場開設者に係るものについては正本1通、副本2通、それ以外のものについては正本1通、副本1通とする。

附則

(施行期日)

1 この要領は、平成26年8月1日から施行する。

(旧要領の廃止)

2 この要領の施行日の前日において施行されていた同名の要領は、同日をもって廃止する。

適用	申請者	手続	申請様式	添付書類	備考	関連法令
1 地方卸売市場 (1) 開設者 ア 開設	開設者	許可	第1号	ア 業務規程(法56条) イ 事業計画(法56条) ウ 条例第2条第2項の添付書類 (規則第2条第3項) (ア)地方公共団体 ・地方卸売市場設置条例 ・市場関係組織図 ・市場の位置図及び見取図又は写真 (イ)地方公共団体以外の法人 ・定款 ・履歴事項全部証明書 ・役員の戸籍抄本及び履歴書 ・株式会社である場合には株主の氏名及び持株数を記載した書面 ・申請時の直前の決算に係る貸借対照表、損益計算書及び財産目録 ・市場の位置図及び見取図又は写真 (ウ)個人 ・申請者(その者に代理人があるときはその者及び法定代理人)の戸籍抄本及び履歴書 ・市場の位置図及び見取図又は写真		法第55～57条 条例第2、第3条 規則第2条、第3条
イ 廃止	開設者	許可	第16号	ア 法人にあつては総会における議事録の写し又はこれに代わるべき書類(規則第10条) イ 許可証(規則第10条)	廃止しようとする日の30日前まで	法第60条 条例第11条 規則第10条
ウ 許可証の再交付	開設者	—	第4号	き損または汚損の場合は、現に交付されている許可証(規則第4条第2項)	滅失、き損、又は汚損したとき	条例第4条第3項 規則第4条第2項
エ 業務規程の変更 (ア)地方卸売市場の名称、位置及び面積 (イ)取扱品目 (ウ)開場の期日及び期間 (エ)卸売の業務に係る売買取引及び決済の方法(委託手数料に関する事項にあつては、徴収の方法、額の決定、額の周知に関する事項) (オ)卸売の業務に係る物品の品質管理の方法 (カ)卸売の業務を行う者に関する事項 (キ)卸売の業務を行う者以外の関係事業者に関する事項 (ク)施設の使用料 (ケ)市場秩序の保持に関する事、清潔の保持に関する事、関係事業者の報告及び資料の提出に関する事、市場施設管理に関する事、関係規程の制定に関する事	開設者	承認	第25号	変更部分に係る変更前と変更後を対比できる書類 (規則第18条第1項)	・(ウ)から(キ)までに掲げる事項の変更については、意見を述べることに付いて正当な理由を有する者のうちから開設者が指名して選定した、卸売業者、仲卸業者、買受人その他の利害関係者の意見を聴かなければならない。 ・ただし、市場取引委員会の意見を聴いたときは、この限りでない。	法第64条 条例第22条 規則第18条 第1項・第3項
オ 業務規程の軽微な変更 (ア)地方卸売市場の市場ごとの面積の10%以内増減 (イ)卸売業者又は仲卸業者の預託すべき保証金の額として定める金額の10%以内増減 (ウ)卸売業者、仲卸業者等が市場内で使用する用地、建物その他施設に係る施設使用料の10%を超えての増減以外 (エ)附属営業人に関する事	—	—	—			規則第18条第2項

適用	申請者	手続	申請様式	添付書類	備考	関連法令
カ 事業計画の変更	開設者	届出	第26号	(※) 任意で求めるものは以下のとおり ・変更部分に係る変更前と変更後を対比できる書類等 例：施設の配置図、事業費及び償却に関する計画書		条例第22条第3項 規則第18条第4項
キ 譲渡し及び譲受け	譲渡人及び 譲受人	認可	第6号	ア 譲渡契約書の写し(規則第5条第1項) イ 規則第2条第3項各号の添付書類(規則第5条第1項) (※)「開設」参考	開設者と卸売業者が同一であって当該認可を同時に申請する時は、卸売業者に係る手続を省略できる	条例第5条 第1・3・4項 規則第5条 第1項・第3項
ク 合併及び分割	合併及び 分割をする 者	認可	第8号	ア 合併契約書又は分割契約書(新設分割の場合にあつては、分割計画書)の写し(規則第5条第2項) イ 規則第2条第3項第2号に掲げる書類(規則第5条第2項) (※)「開設」参考	開設者と卸売業者が同一であって当該認可を同時に申請する時は、卸売業者に係る手続を省略できる	条例第5条 第2・3・4項 規則第5条 第2項・第3項
ケ 死亡に伴う業務の相続	相続人	認可	第10号	ア 被相続人の死亡を証明する書類(規則第6条) イ 相続人が2人以上ある場合においては、開設を承継すべき相続人であることを証する書類(規則第6条) ウ 相続人(その者に代理人があるときはその者及び法定代理人)の戸籍抄本及び履歴書(規則第6条) エ 市場の位置図及び見取図又は写真(規則第6条)	被相続人の死亡後60日以内に認可を受けること	条例第6条 規則第6条
コ 名称変更等 (ア)卸売市場の業務を開始し、休止し、又は再開したとき (イ)氏名若しくは名称又は住所に変更があったとき (ウ)法人である場合にあつては、資本金若しくは出資の額又は役員に変更があったとき	開設者	届出	第12号	(※) 開設の許可申請時より変更のあった以下の添付書類について再提出をする ・ 役員の履歴書 ・ 役員の戸籍抄本 ・ 役員の身分証明書 ・ 役員の住民票抄本 ・ 履歴事項全部証明書 等 (※) 任意で求めるものは以下のとおり ・ 総会における議事録の写し 等	遅滞なく	条例第7条 規則第7条

適用	申請者	手続	申請様式	添付書類	備考	関連法令
(2) 卸売業者 ア 開業	卸売業者	許可	第14号	ア 開設者の意見書（法第58条第3項） イ 条例第8条第3項（条例第2条第2項）の添付書類（規則第8条第3項） （ア）法人 ・定款 ・履歴事項全部証明書 ・役員の戸籍抄本及び履歴書 ・株式会社である場合には株主の氏名及び持株数を記載した書面 ・申請時の直前の決算に係る貸借対照表、損益計算書及び財産目録 （イ）個人 ・申請者（その者に代理人があるときはその者及び法定代理人）の戸籍抄本及び履歴書	・申請者が開設者と異なる場合にあっては、開設者を經由しなければならない ・開設者と卸売業者が同一であって当該許可を同時に申請する時は、以下を省略できる a. 許可申請書における「業務開始後三年間の取扱品目ごとの取扱数量及び金額の見込み」、「業務開始後三年間の収支見込み」についての記載 b. 条例第8条第3項（条例第2条第2項）の添付書類	法第58・59条 条例第8条 規則第8条
イ 廃止	卸売業者	届出	第17号	許可証（規則第11条） （※）任意で求めるものは以下のとおり ・総会における議事録の写し 等	・廃止しようとする日の30日前までに ・申請者が開設者と異なる場合にあっては、開設者を經由しなければならない	条例第12条 規則第11条
ウ 許可証の再交付	卸売業者	—	第5号	き損または汚損の場合は、現に交付されている許可証（規則第4条第2項）	滅失し、き損し、又は汚損したとき	条例第9条第1項 規則第4条第2項
エ 譲渡し及び譲受け	譲渡人及び譲受人	認可	第7号	ア 開設者の意見書（条例第9条第3項） イ 譲渡契約書の写し（規則第5条第1項） ウ 規則第2条第3項各号の添付書類（規則第5条第1項） （※）「開業」参考	・申請者が開設者と異なる場合にあっては、開設者を經由しなければならない ・開設者と卸売業者が同一であって当該認可を同時に申請する時は、卸売業者に係る手続を省略できる	条例第9条 規則第5条 第1項・第3項
オ 合併及び分割	合併及び分割をする者	認可	第9号	ア 開設者の意見書（条例第9条第3項） イ 合併契約書又は分割契約書（新設分割の場合にあっては、分割計画書）の写し（規則第5条第2項） ウ 規則第2条第3項第2号に掲げる書類（規則第5条第2項） （※）「開業」参考	エと同じ	条例第9条 規則第5条 第2項・第3項

適用	申請者	手続	申請様式	添付書類	備考	関連法令
カ 死亡に伴う業務の相続	相続人	認可	第11号	ア 開設者の意見書（条例第9条第3項） イ 被相続人の死亡を証明する書類（規則第6条） ウ 相続人が2人以上ある場合においては、卸売の業務を承継すべき相続人であることを証する書類（規則第6条） エ 相続人（その者に代理人があるときはその者及び法定代理人）の戸籍抄本及び履歴書（規則第6条） オ 市場の位置図及び見取図又は写真（規則第6条）	・申請者が開設者と異なる場合にあっては、開設者を経由しなければならない ・被相続人の死亡後60日以内に認可を受けること	条例第9条 規則第6条
キ 名称変更等 (7)卸売市場の業務を開始し、休止し、又は再開したとき (イ)氏名若しくは名称又は住所に変更があったとき (ウ)法人である場合にあっては、資本金若しくは出資の額又は役員に変更があったとき	卸売業者	届出	第13号	(※) 開設の許可申請時より変更のあった以下の添付書類について再提出をする ・役員の履歴書 ・役員の戸籍抄本 ・役員の身分証明書 ・役員の住民票抄本 ・履歴事項全部証明書 等 (※) 任意で求めるものは以下のとおり ・総会における議事録の写し 等	・申請者が開設者と異なる場合にあっては、開設者を経由しなければならない ・遅滞なく	条例第9条 規則第7条
ク 受託契約約款の定め 受託契約約款の変更	卸売業者	届出	第21号 様式（定め） 第22号 様式 （変更）	受託契約約款（定め）	・申請者が開設者と異なる場合にあっては、開設者を経由しなければならない	条例第17条 規則第15条
ケ セリ人の定め セリ人の廃止	卸売業者	届出	第23号 様式 （定め） 第24号 様式 （廃止）	規則第16条で求めるものは下記のとおり（定め） ・セリ人の住民票抄本 ・セリ人の履歴書 ・セリ人の身分証明書 ・セリ人の経験年数を証する書類	・すみやかに ・申請者が開設者と異なる場合にあっては、開設者を経由しなければならない	条例第18条 規則第16条
コ 事業報告書	卸売業者	—	第15号		・事業年度ごとに ・毎事業年度経過後遅滞なく ・電磁的記録の作成をもって、当該事業報告書の作成に代えることができる ・申請者が開設者と異なる場合にあっては、開設者を経由しなければならない ・水産業協同組合の場合、水産業協同組合法第40条第2項の様式を使用	条例第10条 規則第9条
(3) 仲卸業者 ア 仲卸業者名簿	開設者	—	第18号		・毎年4月1日現在 ・4月末までに ・新規仲卸業者については備考欄にその旨記載すること	条例第13条第2項 規則第12条

適用	申請者	手続	申請様式	添付書類	備考	関連法令
2 小規模卸売市場 (1) 開設者 ア 開設	開設者	届出	第27号	ア 業務規程(条例第25条第2項) イ 知事は、業務に関し必要な報告又は資料の提出を求めることができる(条例第25条第3項) (※) イより求めるものは以下のとおり ・定款 ・履歴事項全部証明書 ・市場の位置図及び見取図又は写真 ・所在市町村長の意見書 等	・業務規程で定める事項は、地方卸売市場に係る業務規程の記載事項に準ずるものとする	条例第25条 規則第19条 第1項・第4項
イ 届出事項の変更	開設者	届出	第29号	知事は、業務に関し必要な報告又は資料の提出を求めることができる(条例第25条第3項) (※) これより求めるものは以下のとおり ・変更前と変更後を対比できる書類 等		条例第25条 第1項・第3項 規則第19条第2項
ウ 廃止	開設者	届出	第31号	知事は、業務に関し必要な報告又は資料の提出を求めることができる(条例第25条第3項) (※) これより求めるものは以下のとおり ・総会における議事録の写し 等		条例第25条 第1項・第3項 規則第19条第3項
(2) 卸売業者 ア 開業	卸売業者	届出	第28号	知事は、業務に関し必要な報告又は資料の提出を求めることができる(条例第25条第3項) (※) これより求めるものは以下のとおり ・定款 ・履歴事項全部証明書 ・出資者の氏名及び出資額を記載した書面 ・所在市町村長の意見書 等		条例第25条 規則第19条第1項
イ 届出事項の変更	卸売業者	届出	第30号	知事は、業務に関し必要な報告又は資料の提出を求めることができる(条例第25条第3項) (※) これより求めるものは以下のとおり ・変更前と変更後を対比できる書類 等		条例第25条 第1項・第3項 規則第19条第2項
ウ 廃止	卸売業者	届出	第32号	知事は、業務に関し必要な報告又は資料の提出を求めることができる(条例第25条第3項) (※) これより求めるものは以下のとおり ・総会における議事録の写し 等		条例第25条 第1項・第3項 規則第19条第3項